

令和4年5月25日

水島港における申請先官署コードの変更について

令和3年12月24日に岡山県水島港における以下の係留施設について、瀬戸埠頭(株)が管理者となりました。

つきましては、令和4年6月1日以降の以下の係留施設使用に係る電子申請手続きについて、従来の申請先官署コードが変更となります。

なお、変更後の電子申請は、令和4年6月1日より可能となります。

利用者の皆様方にはご迷惑をおかけしますが、ご対応のほど、よろしくお願いたします。

対象施設	バースコード	申請書類名	申請先官署コード
塩生埠頭Aバース	SE01C	係留施設使用許可申請書	KWMIZ003
塩生埠頭Bバース	SE02C		

※ 瀬戸埠頭(株)の運営する上記施設のみ官署コードが変更となります。

※ 入港届及びその他の施設は、従前どおり変更ありません。